慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「アメリカ独立宣言」の邦訳について(3)
Sub Title	On Japanese translations of the declaration of American independence
Author	白井, 厚 田中, 義一 原田, 譲治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.77, No.6 (1985. 2) ,p.786(72)- 793(79)
JaLC DOI	10.14991/001.19850201-0072
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850201-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

「アメリカ独立宣言」の邦訳について（3）

白井　厚
田中義一
原田譲治

「独立宣言」の意義
「独立宣言」の影響
日本に対する影響
「独立宣言」の邦訳リスト
「独立宣言」に関する邦語文献リスト（以上77巻3号）
正木篤和解の「独立宣言」（77巻4号）
「独立宣言」の試訳，ならびに既訳の検討（77巻4号以降）

「独立宣言」の試訳，ならびに既訳の検討（続）

国王は，植民地の議員を疲労させ，彼の術策に屈従させるだけの目的で，議会を，異常かつ不便で，しかも公文書保管所から遠く隔たった地に召集した。

〔参考〕立法府は便利で公文書保管所に近い場所になければならぬ，という主張である。1769年から72年，マサチューセッツ総督は，同植民地議会を，通例の召集地であるボストンから4マイル離れた Cambridge に，1774年には Salem に召集した。当時ボストンにはイギリスの守備隊が駐屯しており，同植民地議会がかねてイギリス軍駐屯下の議会開催に抗議していたことや，急進派の John Hancock や James Otis らがケンブリッジでの議会召集に反対しなかったことを考えると，この弾劾の正当性には疑問がある。なお，同様の事情は，1766年サウス・カロライナ植民地議会が，通例の Charleston にではなく Beaufort に召集された経緯にもみられる。

〔既訳の検討〕 legislative bodies は，福沢訳“其国法を会議する場所”，中村訳“立法ノ会”，高橋訳“議会”，倉持訳，今津訳“諸立法団体”，人権思想研訳“立法部会”，立大アメ研訳，宮田訳，富田訳，芝田訳“立法機関”などとなっているが，高木訳のように“（植民地）議会”を指す。斎藤訳のように“各植民地議会”とすると，13植民地の議会すべてについて言っているようだが，この例はごく少ないようなので，“各”はない方がよい。土田は，この条項以後，斎藤訳を模倣。

for the sole purpose of fatiguing them の them は legislative bodies で，中村訳，高橋訳，今津訳，富田訳のように“人民”とするのは誤り。宮田訳，芝田訳の“立法機関を疲労させ”というような日本語は不自然なので，意味をとって“議員”とした。高木訳“ひたすら疲労困憊の末”は誤り。sole はもちろん purpose にかかる。福沢は植民地の政治制度がよくわからなかったのか，“其国法を会議する場所を不都合なる遠地に設けて人民の議論を避る”と誤訳，また the depository of their public Records を訳さなかった。

国王は，代議院が，国王による人民の権利の侵害に対し勇敢にも断固として反対したために，それらの代議院を繰り返し〔そして続けざまに〕解散した。

〔参考〕 1765年，ヴァジニア議会は，Patrick Henry 提案の印紙法反対の決議を可決したので解散された。また1768年には，ヴァジニア，マサチューセッツ，サウス・カロライナ，ジョージアの植民地議会は，Massachusetts Circular Letter を受け取り，討議に入ろうとしたことなどを

理由に解散された。1769年には，ヴァジニア議会が，反逆罪被告人を本国に送って裁判することを定めた法律に反対する決議を採択したため，再び解散された。

“(諸植民地の代議院が) その義務の命ずるままに，彼らの人民(カントリー)に認められた諸権利を宣言したり，あらゆる国外の司法権からの (われわの司法権に対する) 侵害に対抗したり，大臣や総督の高圧的な命令を無視したりすることは，(当然のこととわれわれは考えるが，驚くべきことには) そういうことがアメリカにおいては，植民地の代議院を解散する公然たる理由とされてきたのである。しかし，もしそのような権限が真に陛下に与えられているとしても，陛下にそのような権限が与えられているのは，(植民地代議院の)議員たちをおどかして，議員たちに上述したような義務の正当なる履行を思いとどまらせるためであると，陛下ご自身が推測しえられるのか？”(『要約』pp. 224-5.)

“人民の権利を国王が侵害するのに断固として反対するという理由で，植民地議会を繰り返し頻繁に解散したこと。”(「邦憲法」, p. 132.)

“しかも，各植民地議会は，これに対する苦情を審議しようとすると，人民の諸権利に反して，しばしば解散を命じられた。”(“Declaration and Resolves of the Continental Congress”, 斎藤訳「第一回大陸会議の宣言および決議 (1774年)」『アメリカ古典文庫16 アメリカ革命』〔研究社, 1978〕, p. 101. 以下この文献についてはこの邦訳のペイジを示す。)

〔既訳の検討〕 Representative Houses は，各植民地の下院(Assembly)で，漢訳“民人の会議”，中村訳“立法の会”，高橋訳“議会”，今津訳“代議会”，立大アメ研訳“代表会議”，富田訳，明石訳“植民地議会”などと訳されている。斎藤が“植民地議会代議院”と訳したのは，下院であることを明示したものだろう。ここでは，倉持訳，人権思想研訳，宮田訳，芝田訳に従い“代議院”とした。これに対して通常植民地の総督が任命する議員により構成される上院 (Council) は“参事会”または“参議会”と訳される。なお福沢は，“英国王，果断を以て人民の通義を破らんと欲し，屢々国民の会議局を廃したり”と誤訳。

国王は，かかる解散ののち，長期間にわたって新たな議員を選出させなかった。このことによって，消滅させることのできない立法権は，人民全体に復帰して行使されることとなった。その間，その邦は，外部からの侵入と内部における動乱のあらゆる危険に曝されていたのである。

〔参考〕ジョージ三世は，反逆行為と見做される行動をとる植民地議会を解散し，同じ議員が選ばれるおそれがあるため，選挙をさせなかった。しかしこれは国王(総督)の解散権の濫用で，立法機関を失った人民は自ら立法権を行使するという主張である。解散された当時は，本国との紛争以外には，特に外敵の侵入や内部の動乱はなかったが，本文は，議会が解散されていた1768年に，ボストンに駐屯していた軍隊の危険性について，タウン・ミーティングが議会の招集を要求した問題を指すと思われる。

“しかし，陛下は，もしくは陛下の総督たちは，この(解散)権を，周知のごとき限界，あるいは法によって明記せられたあらゆる限界を越えて拡張解釈し，行使してきた。ある代議院を解散せしめた後に，あなた方は次の会期を召集することを拒み，そのために植民地の法律で定められた代議院は，はなはだ長い期間にわたって存在しえなかったのである。ものごとの自然の条理として，あらゆる社会はつねに，立法権という最高の固有の権力をもっているものである。……人民がそういう立法権を委託した機関が存続しているかぎりは，そういう立法機関のみが立法権を保有し，それを行使するのである。しかしその立法機関の機能が，部分的にでも切り取られてしまい，(事実上) それが解散されるときには，(当然ながら) 立法権は人民に復帰することとなる。……だが，植民地議会に解散を命ずるような現在のやり方がいかなる危険を孕んでいるかは，明々白々である。”(『要約』pp. 225-6.)

“解散した場合に，長い間次の議会の召集を拒否し，政府を立法上の最高機関がない状態に放置したこと。”(「邦憲法」p. 132.)

“イギリスの植民地人は……それぞれの植民地議会において自由にして独占的な立法権を享受するものである。”(「第一回大陸会議の宣言および決議」p. 102.)

国王に議会の解散権があるのは，本来，民意を反映しなくなった議会を，人民が国王に請願して

解散してもらうということであったのに，この植民地議会の解散は，国王の解散権の拡大解釈である，というのがジェファスンの意見である。人民に立法権が戻ったわけだから，1774年大陸会議が召集された時は，3植民地を除いて，民間の協議会や通信委員会から代表が選出された。

〔既訳の検討〕中村訳はこの条項脱落。高橋訳は混乱訳。incapable of Annihilation は Legislative powers を修飾しているだけだが，今津は"此の選挙によってこそ，立法権は絶滅することなく，人民一般の手に復帰"と誤訳。人権思想研は"全然なくなることも出来ないで"，立大アメ研は"完全に取去ることができず"と部分否定に誤訳。立法権は自然権だということを強調しているのであり，斎藤訳，明石訳"本来消滅することのない"の方が良い。

the State remaining in the meantime の State を，福沢は"本国"と誤訳，芝田訳はここだけ"州国家"としているが，何のことだろうか。othersを高木はここでは議会と訳すなど，高木訳は訳語の不統一が目立つ。明石訳では for a long time が脱け，all the dangers of invasion の all は，ほとんどの訳で訳出されていない。

国王は，諸邦の人口の増加を阻止しようと画策した。そのために，外国人の帰化に関する法律の制定を妨げ，当地への移民を奨励する他の法律の裁可を拒否し，土地を新たに取得する条件を厳しくした。

〔参考〕フレンチ・アンド・インディアン戦争以後は，植民地に対する本国政府の規制が厳しくなり，植民地議会が外国人の帰化を認めることが難しくなった。これは，外国人を国王の臣民とする大権は植民地側に委任すべきでないという考えによる。帰化は，外国人の土地購入権や譲渡権，船舶所有権，イギリス船の船員の四分の三以上はイギリス人でなければならぬと規定した航海条例との関係もあって，植民地にとって重大な経済問題であった。そして，1773年11月，植民地の総督はあらゆる帰化法に拒否権を発動するよう命じられた。

移民を奨励する法というのは，移民に対する4年間の免税措置を決めたノース・カロライナの法律（1771年）を指すのだろう。これによりスコットランドから農民が流出するのを防ぐため，国王は，1772年2月この法律の裁可を拒否した。

最後の"土地を新たに取得する条件を厳しくした"というのは，旧西部の未開拓地に革命（反乱）勢力が地歩を固めることを恐れて，革命運動が始まってからその地価をつり上げたこと，および帰化人には土地を与えないようにしたことを指している。1774年の諸規制（Regulations of 1774）は，土地の払い下げについて価格の下限を定め，免役地代を引き上げた。この箇所で高木は"1763年のイギリス国王布告をさす"と注記しているが，同年の布告（Proclamation）は，アパレイチア山脈以西での植民地人の土地の測量と取得を当面禁じ，旧西部をインディアン保留地として国王の直轄下におくもので，この条項が意味するものではない。

"わが国の人口増加を阻止しようとし，そのために外国人の帰化に関する法律の制定を妨害したこと"。（「邦憲法」p. 132.）

"しかし，陛下は最近，土地購入と土地保有の条件を，従前の二倍に引き上げることをあえてし，このため土地の獲得はより困難とせられ，またこの国の人口も抑制されがちとなったのである"。（『要約』p. 227.）

〔既訳の検討〕obstructing the Laws for Naturalization of Foreigners は人権思想研訳では脱落。高木は"外国人の帰化を妨害し"，明石は"外国人の帰化を妨げ"と訳し，Laws を省略。refusing to pass others to encourage their migrations hither を福沢は"其移住を禁じ"と誇張して訳，raising the Conditions of new Appropriation of Lands も"土地分配の新法を立たり"と誤訳。また中村は"新ニ土地ヲ分給スル産業ノ価ヲ上セリ"と，地価の問題だけにして訳出。高橋は"新ニ土地ヲ買収スルコトニ就テノ条例ヲ設ケタリ"と，福沢と同じく法の問題と考え，土地取得が困難になったという意味を表わしていない。

国王は，裁判所を開設するための法律の裁可を拒否することにより，司法の運用を阻害した〔いくつかの植民地においては司法が全く運用されぬままに放置した〕。

〔参考〕1768年ノース・カロライナ植民地議会は，上級裁判所を5年間開設する法律をつくり，その中に，同植民地に来たことがない者の財産は債権

者の提訴によって差し押えることができるという条項があった。これは英法に抵触するというので修正を求められたが，同植民地議会は修正しなかったので，この法律は部分的に発効したままで5年後の1773年失効した。同年，同植民地議会は再びこの法律案を可決したが，国王の指示により総督が裁可せず，裁判所の開設も認められないことになった。

〔既訳の検討〕ほとんどすべての訳は“司法権の確立を期する法律に裁可を拒むことによって，司法の執行を妨げた”というような表現を用いているが，これは同義反復に近い。establishing Judiciary powers は，高木訳“司法権の制度を樹立する”では意味不明で，具体的には裁判所を開設すること。漢訳では“法を犯す人は，旧例として須く主理者を設けて公判すべきに，乃ち王は許さず”となっている。中村訳“人民旧例ニ依リ，司理者ヲ設ケ，公平ニ罪人ヲ審判スルヲ欲スレドモ，英王コレヲ許サズ”も原文に近い。福沢は“英国王，此国に裁判の権を附与するを拒て裁判局を廃したり”と，国全体の裁判権を否定したように誤訳。福沢は，しばしば個々の植民地を国と混同している。

He has obstructed the Administration of Justice は司法の運用・執行を妨げたという意味であるが，これを制度にとったものに，福沢訳および高橋訳“司法制度ヲ妨碍”などがある。倉持訳“司直の施行を妨げた”は日本語としてなじまないし，立大アメ研訳“司法行政を阻害”は意味がよくわからない。今津訳“裁判の執行を妨害し，司法権を確立する上の諸法律を認可することをも拒否した”は全体として誤訳。

国王は，彼の意志のみによって〔植民地の〕裁判官の在職期間を左右し，その給与の額を定め，国王が支払うようにした。

〔参考〕司法権の独立に関する問題で，特にニューヨークとマサチューセッツで議論が続いた。植民地の大半では，総督と国王に裁判官の任命権があり，その報酬は植民地議会が毎年決定し，植民地側が支払っていた。国王は固定給を定めるよう植民地議会に要求したが，植民地議会は裁判官を支配下に置くために王に従わなかったので，1773年2月，マサチューセッツ総督は同植民地議会に，国王が報酬を支払うので植民地が支払う必要はないと通告した。また国王は，国王の意のままに裁判官を解任できるようにしようとした。

“しかも他の法律に基づいて，従来，植民地議会の決定する給料により執務していた判事は，俸給の点で国王にのみ依存することになり……”（「第一回大陸会議の宣言および決議」p. 100.）

〔既訳の検討〕He has made Judges dependent on his Will alone, for the tenure of their offices について，福沢が“特権を恣（ほしいまま）にして官爵を与奪”と誤訳したのは，Judges を裁判官ではなく判断ととったためか。中村訳も誤訳。立大アメ研訳は日本語としておかしい。また the tenure of their offices を高橋訳は“職務章程”と誤訳。多くの訳はこれを“任期”としているが，国王は裁判官に一定の任期を決めるのではなく，いつでも免職できるという意味である。そのあとの the amount and payment of their salaries も含めて，高木訳では“任期および報酬について”となっており，the amount and payment が脱落。

“支払いについて彼の一存だけで決定できるようにした”というような訳が多いが，国王は支払い日や支払い法を決めたのではなく，国王（本国の政府）が支払うことを決めたので，その意味がわかる訳がよい。

国王は〔独断にもとづく権限により〕多くの官職を新たに設け，官吏の群れをこの地に派遣してわが人民を悩ませ，その資産を蚕喰せしめんとした。

〔参考〕1767年の四つのタウンゼンド諸法（Townshend Acts）には，関税の徴収を強化するためボストンにアメリカ税関管理局（American Board of Customs Commissioners）を新設する法律と，通商航海法の励行と徴税の効率化のために，海事裁判所（Admiralty Court）の機構を拡大する法律が含まれている。本国からの指示でなく，直接に植民地で関税徴収事務の指揮をとる税関管理局では，5人の管理委員が植民地全体の税関事務を監督，その下に多数の官吏を雇えるが，実際は30～40人程度であったという。後者の法律によっては新たにボストン，フィラデルフィアおよびチャールストンに陪審制のない海事裁判所が設置された。これら新規の官職に就く官吏の給与は，関税収入と密輸の没収品・科料により充当された。従って

“官吏の群れ”が300万人の植民地人の“資産を蚕喰”したという表現は，やや誇張である。問題は，これらの法律によって下級官吏の数がさらに増大する可能性があったこと，関税というかたちをとりながら植民地の自治を侵害したこと，官吏を増やした第一の目的が密貿易の取り締りで，それまで特にニュー・イングランドではなかば公然化していた密貿易が不可能になり，植民地の利益が損われたこと，そしてこれらの法律の目的が本国の収入増加のためだったことである。(1)

“本議会は，……アメリカに駐在すべき関税委員として任命された人々に対し，かれらが適当と考えるだけの多くの下級官吏を任命し，かれらの欲するままの俸給をこれら下級官吏に支払うことの権限を与え，しかもかれらは，これら下級官吏の不始末に対しては責任を問われないというようなことの不当である点を指摘し，従ってまた，〔関税委員の〕任命は，所期されたごとき貿易上の利益をも齎し得まいと本議会の思料するところであるが，その任命は，また人民の自由に対し危険となるような程度にまで国王の官吏の数を増加せしむる可能性があるという点をも指摘したのである。”（松本重治訳「マサチューセッツ回状」『原典アメリカ史』第2巻，p. 116.）

“他の法律では種々の口実の下に，しかし事実においては収入を増加する目的のために，これらの植民地において支払われるべき地方税や関税を課し，憲法違反の権限をもつ税関管理局を設置し，海事裁判所の権限を拡張して当該関税を徴収せしめたのみならず，単にアメリカ国内で起こった事件をも裁判せしめた。”（「第一回大陸会議の宣言および決議」p. 100.）

〔既訳の検討〕 福沢訳は，He has erected a multitude of New Offices を，“新に官吏を命じて”とし，官職新設の意味が出ていない。multitude of は，高橋訳“無数ノ”，宮田訳“厖大なる”，富田訳，高木訳，芝田訳“おびただしい数の”などではやや大げさすぎ，実情に合わない。swarms of Officers も，富田訳，明石訳，高木訳，斎藤訳では“無数の”，立大アメ研訳，人権思想研訳，宮田訳，芝田訳では“大群”と数の多さを強調するが，swarms of は無数というほどではなく，倉持訳の“群”程度が適当であろう。

eat out their substance は，swarms of と呼応した皮肉な表現で，漢訳は“以て民膏に飽かしむ”，福沢訳“我州民の膏血を竭さしめたり”，中村訳“ソノ膏血ヲ食ハシム”といった激しい訳もある。高橋は substance を“実力”と誤訳。大陸会議で削除された部分の by a self assumed power を芝田は“みずから笠にきた権力によっ

注（1）“新税関監理局を作る条令は，同じ理由で不愉快であった。アメリカ人は，はっきりとした根拠があってではなかったようだが本気で，関税官が増える必要は何もない，と感じていた。そしてイギリス人が常備軍の維持費を心配していたように，アメリカ人はこれら新しい関税官たちの維持費を心配していた。イギリスから派遣される彼らの俸給は，徴収される関税から支払われるだろう。彼らは勤勉なアメリカ人の血を吸ってふとる蛭になるだろう。そしてもしも彼らが食い物は十分にあると考えるならば，どのくらい彼らの数が殖え，どのくらい多くの新税が彼らの空腹をみたすために考えつかれるか，誰が予言し得ようか？ こう考えるのはもっともだった。

……監理局の記録を慎重に精査した最初の歴史家O. M. ディカーソン教授は，アメリカ人を刺激して独立にまで駆り立てた事件の大部分が，直接間接に監理局に原因があるように思われるという理由で，監理局を設定した条令を，「イギリスのもっとも致命的な決定」と呼んでいる。

植民地人は，航海諸条令が以前より効果的に励行されるのに反対だったので監理局設置を嫌ったのではなかった。われわれが知っているように，1765年にはアメリカ人は，母国の利益のためにイギリス議会が植民地の貿易を規制する権利を，まだ認めようとしていた。そして密貿易を妨害する者は誰であれ，あえて歓迎しはしなかったが，イギリスが密貿易を妨害する権利をもっているのを否定しようとしてはいなかった。しかし新監理局は，古い航海諸条令励行のためだけに設置されたのではなかった。監理局は，タウンゼンドがアメリカから取る，とイギリス議会に約束した国家収入を徴収するために設置されたのであった。この目的で選ばれた人びとがたとえ聖者であったとしても，ニュー・イングランドでは不人気であったろう。不幸にして，1767年11月ボストンに天下ってきた監理官たちは，とても聖者とは言えなかった。彼らは強欲な官僚であって，抑え切れない貪欲さとしつこい悪意とをあらわにして，監理官そのものにたいする植民地人の敵対心のみならず，彼らを派遣したイギリス議会にたいする敵対心をも間違いなく強めてしまった。” Edmund S. Morgan, *The Birth of the Republic, 1763—89* (1956; rpt. Chicago: The University of Chicago Press, 1963), pp. 36—37. E. S. モーガン『新アメリカ史叢書3 合衆国の誕生』三崎敬之訳（南雲堂，1976），pp. 47-8.

て”とするが，訳文としてあまり適当ではない。

国王は，平時においても，われわれの議会の同意なしに，常備軍〔と軍艦〕をわれわれのもとに駐留させておいた。

〔参考〕本国の主権行使と植民地自治の衝突で，独立の契機ともなる重要な問題である。7年戦争の結果，1763年パリ平和条約によってフランス領カナダ，ミシシッピ河にいたるアリゲイニィ山脈以西の土地が新たにイギリス領になった。この広大な領域をインディアンの攻撃などから防衛する目的で，また自治を強める植民地への威圧効果もねらって，イギリスは，植民地議会の承認を得ずに，約1万人の本国正規兵を戦後も駐留させた。これは植民地人にとっては大問題で，平時に本国軍が駐留するためには当然植民地の同意が必要なのに，本国が独断で常備軍を置いたことは，国王の越権または植民地の隷従を意味する。さらにその費用分担のため課税までされて，独立へ向かうこととなった。

“陛下は，上述のごとくわれわれが不満を表明してきた（イギリス領アメリカに対する陛下の）恣意的な政策を強行する目的のもとに，しばしば多数の軍隊を，われわれに対しさし向けられた。しかもそれらの軍隊は，当地の人民自身によってできたものでもなく，われわれの法律の権威によって組織されたものでもないのだ。かりに，このような権利が陛下にあるとするなら，それは，われわれの他のすべての諸権利をも，国王が適当と考える時はいつなりとも，吸収してしまうことになりかねない。しかし，陛下には，われわれの土地に一人の軍人でも上陸させる権利はない。そして陛下が当地に送られる軍隊は，われわれの法律の規定によってのみ，暴動，騒乱，また不法な集会などの鎮圧と懲罰に当たるべきものであり，もし，そうでなければ，そういう軍隊は，われわれの法律を無視し，われわれを侵略する敵性の集団であると考えざるをえないのである。”（『要約』p. 228.）

“平時においてもわが国に，常備軍および軍艦を保持したこと。”（「邦憲法」p. 132.）

“平時において，これらの植民地に常備軍を駐屯せしめることは，その軍隊を駐屯せしめんとする植民地の議会の同意なくしては違法である。”（「第一回大陸会議の宣言および決議」p. 103.）

〔既訳の検討〕He has kept among us…standing Armies without the Consent of our legislature の our legislature を福沢は“我輩の衆議”と訳したが，同意権を持つ植民地の立法府という意味が消える。standing Armies を中村は“常額の兵”と誤訳。高木訳では“われわれの間に，議会の同意にもとづくことなく，常備軍を置いた”となっているが，our が訳されていないので植民地議会なのか本国議会なのか不明。また本国の常備軍なのか植民地に新しく常備軍をつくったのかも不明。keptには“平時になっても撤兵しなかった”という含意があるので，今津訳“平時に於てもなほ……駐屯させて置いた”のように，それを表わす訳の方がよい。富田訳，明石訳では among us の訳がないので，どこに置いたのか不明。

国王は，軍部を，文官の権力に従属させず，それに優越したものとする措置をとった。

〔参考〕1774年の抑圧的諸法（Coercive Acts）のひとつであるマサチューセッツ統治法（Massachusetts Government Act）は，マサチューセッツ植民地人の権利を奪い，この植民地をより一層国王の統制下に置こうとするものであって，しかもアメリカ駐留軍司令官であった Thomas Gage 将軍が1774年4月にマサチューセッツ総督に任ぜられ，急進派を威圧し同法の強行にあたる彼を援護する目的で本国の軍艦や陸兵がボストンに集められた。だが，イギリス法によっても植民地法によっても文官優位が定められていたので，軍部支配と武力威圧は逆効果をもたらし，マサチューセッツ以外の諸植民地も一斉に反英抗争に立ち上った。

“このたび軍隊を（アメリカに）派遣されたやり方が，われわれの法律に照らしてみれば，いっそう重大な犯罪的行動とみなさるべきものとなった点は，陛下が，軍事権力に対する文官の優位を確定せずして，かえって文官的権力を軍事的権力に従属せしめることを明言されたことである。しかし陛下は，このようにしてすべての法律を自己の足下にふみにじることができるであろうか？ 陛下ご自身を国王位につかしめたものは，（すなわち法と人民との力によるものであったが）陛下がはたして（逆に）それに対し優位をもつような権力を，みずからの権限として主張されることができるも

のであろうか？　陛下はたしかに実力に訴えてそういう行動をされたのだ。陛下よ，忘れたもうな，力は権力を生ぜしめうるものではないことを。”（『要約』p. 229.）

“軍隊を文官の権力から独立させ，しかもそれに優越させようとしたこと。”（「邦憲法」p. 132.）

〔既訳の検討〕立大アメ研訳ではこの条項全体が脱落。He has affected to render the Military independent of and superior to the Civil power という文は，王が文官支配の原理を破ったという意味である。漢訳“文武の平属は向例として相上下せず”，福沢訳“英国王，文武両局を別ち”ではこの原理が表れていない。ほとんどの訳は，“軍部を文官の権限から独立させ優位に立たせた”というような表現になっているが，この場合の軍部はイギリス本国軍で，個々の植民地の文官権力に服従していたわけではないから，“独立させた”のではなく，上から軍部支配を行い，文官の権力に“従属させなかった”のである。the Civil power を倉持訳“民権”，宮田訳“文政権”，人権思想研“市民的な権力”などとするのは，意味があいまいとなり不適。the Military（power）を人権思想研訳，宮田訳などは“軍隊”とするが，軍隊の中の権力者たちが問題なので，富田訳，高木訳，芝田訳の“軍部”がよい。affected を倉持訳“傾向を示した”，今津訳“意向を示した”，人権思想研“好んだ”とするのも好ましくない。高木訳，芝田訳の“措置した”が適当である。

国王は，われわれの憲法とは無縁であり，われわれの法律では認められていない管轄権の下にわれわれを服従させるため，本国の議員たちと結託した。すなわち，次のような彼らの越権の立法による法律に裁可を与えたのである。

〔参考〕ジェファスンは，『要約』において，アメリカへの植民の経緯に照らしても，イギリス本国はアメリカ植民地に対し優越した地位にはなく，イギリス本国とアメリカ植民地は同君連合をなすものであるとの法理論を展開している。

“陛下に記憶を新たにしていただきたいことであるが，われわれの祖先は，アメリカへ移住した以前は，ヨーロッパにおけるイギリス領土の自由な住民であり，選択によってでなく偶然がその生国たらしめた国土を離脱しうるという天与の権利を有していたのであり，新たな居住の地を求め，そこに一般住民の幸福を促進しうると思われる法と条令によって，新たな社会を建設することができるという権利をももっていた人々であったのである。さらにまた，この万人の（自然の）法のもとに，われわれの祖先の祖先であったサクソン人たちは，（われわれの祖先と）同様に，北部ヨーロッパのその故郷である荒野と森林とをすてて，当時居住民の比較的少なかったブリテンの島をみずからのものとし，その後長い年月にわたり，母国の栄光であり，またその楯ともなってきた法の体制というものを確立したのであった。われわれの祖先（の祖先）が後にしたその母国は，彼らに対し，彼らの上に優越の地位とか，従属の関係とかを主張するというようなことはかつてなかったのである。たとえもしそのような主張が行なわれたとしても，イギリスにある陛下の臣民は，彼らの父祖伝来の権利に関して強い確信をもっていたがゆえに，そのような根拠なき主張，要求に屈して，彼らの国の主権に対する侵害を甘受するようなことはなかったと信ぜられる。

そのゆえに，（われわれの祖先の祖先たる）サクソン人の（イギリスへの）移住と，（われわれの）祖先たるイギリス人の（アメリカへの）海外移住とは，（その二者を）実質的に区別すべきいかなる事情も生じたことはなかったと考えられる。アメリカ（の地）が征服せられ，そこに移住が行なわれ，強固たる諸植民地が樹立せられたのは，イギリス政府によってではなく，（われわれ祖先の）個々の人間の労力犠牲によってである。その移住のための土地の獲得にあたっても，われわれの祖先みずからの血が流され，彼らみずからの財産が，その植民地の成功のために費やされたのである。（われわれの祖先は）彼ら自身のためにこそ戦い，彼ら自身のためにこそ彼らは，（アメリカの自然を）征服したのであった。したがって彼ら自身のためにのみ彼らはそれを保持する権利をもつのである。

……右のように，アメリカの荒野の中での移住が遂行されたのであるから，（われわれの祖先たる）移住者たちは，それまで母国で，そのもとに暮らしてきたような法体系というものを（そのまま）移植適用することを適切だと考えたのであり，それとともに，母国との一体性（ユニオン）を，同一共通の主権者

への服従によって持続することを適切なことと考えてきた。そして，その主権者は，新たに増加してきたイギリス帝国のいくつかの各部分を結合すべき中心的なくさびとなるものとわれわれにも信ぜられたのであった。”（『要約』pp. 210-212.）

“これらの植民地の人民の唯一の代表は，現地において植民地人により選出されたもののみであり，いかなる租税も，各植民地における立法府によるのでなければ，いまだかつて彼ら人民に課されたことはなく，また憲法上，課することのできないものである。（The Declaration of the Rights and Grievances of the Colonists in America, 19 October, 1765, 斎藤真訳「アメリカにおける植民地人の権利と不満に関する宣言」『アメリカ革命』pp. 52.）

“決議三　人民に対する課税をかれら人民自身によりて為すこと，あるいは，それをかれらの代表者によりて為すことは，過重な課税を防止する唯一の保障であり，古来の〔英国〕憲法に本質的な，英国人の自由に個有な特色である。何となれば，人民の代表者こそは，人民が如何なる租税を負担し得るか，また如何なる徴税方法が最も人民に堪え易きものであるかを知る唯一の人たちであり，かつ，代表者自身，人民に賦課される一切の租税によって，影響を受ける立場にある人たちであるからである。

決議四　陛下の最も旧いかつ最も忠誠なこの植民地の陛下の忠良なる人民は，かれらの主権者またはその代理の認許を条件とはするものの，かれら自身の承諾（コンセント）をその淵源とする行政法規と税法とによって，治められるものであるという至高至大の権利を，未だかつて絶ゆることなく享有し来ったものである。しかも，この権利は，未だかつて没収されたこともなければ，放棄されたこともなく，常に国王および大英国民によって承認されてきたものである。

決議五　故に，この植民地の議会（ゼネラル・アセンブリー）は，この植民地の住民に対し租税及び公課を賦課徴収する唯一独占的の権限を有するものであり，かかる権限を，本議会以外の如何なる個人若しくは個人の集団に与えんとするあらゆる試みは，アメリカ人の自由と英国人の自由とを，ともに破壊する傾向を明かに有するものである。

決議六　陛下の忠良なる臣民たるこの植民地の住民は，本議会の制定する法律命令に対する以外，かれらに課税せんとする如何なる法律命令に対しても，服従の義務を負わないものである。”（The Virginia Resolves on the Stamp Act, 30 May, 1765, 松本重治訳「ヴァジニア決議」『原典アメリカ史』第2巻，p. 87.）

“次のような目的に関してイギリス議会が権限をもつと主張する法案に同意を与え，イギリス議会と結託してわれわれを植民地外の機関の権限に服従させたこと。”（「邦憲法」p. 133.）

〔既訳の検討〕He has combined with others の others を倉持訳，人権思想研訳，立大アメ研訳，芝田訳は“他の者”，他の多くの訳は“本国議会”とするが，具体的に訳す方がわかりやすいので，“本国の議員たち”とした。今津訳“他の人民”は不適当。福沢の“徒党を結て”は誤訳。constitution を“政治”とするのも誤訳。中村訳は混迷。

jurisdiction は，福沢訳“一殊の政”，高橋訳“政令”，倉持訳，人権思想研訳“法権”，高木訳“立法の権限”，芝田訳“立法権”，明石訳，斎藤訳“権限”とさまざまに訳されているが，ここでは本国議会の立法権，というよりは斎藤敏訳のように本国議会の“管轄権”を意味する。宮田訳“裁判権”，立大アメ研訳，富田訳“司法権”は誤訳。

Acts of pretended Legislation は福沢訳“議定したる偽法”，高橋訳“越権の議案”，倉持訳“佯りの立法たる彼等の決議”，今津訳“言葉の上でしか立法とは称せられない，此等人民の（左の）行為”，人権思想研訳“見せかけの立法で出来た法令”，富田訳“越権の立法による法令”，高木訳“越権の立法”，明石訳，斎藤訳“越権の立法行為”，芝田訳“不正な立法による法律”とさまざまに訳されている。高木訳では Acts が訳出されておらず，今津，明石，斎藤が Acts を行為と解釈したのは誤訳であろう。

なお，giving his Assent to their Acts というのは，その前の文章の言い換えであって，今津が“而も彼は”と別の意味に訳したのは不適。前文を裁判の問題に，後文を立法の問題に解した宮田訳は誤訳。富田訳もそれに近い。高木訳も前後関係がわかりにくく，文の流れは明石訳がよい。

（未完）